

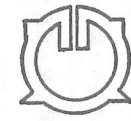
発行所
山武郡横芝町横芝636番地
横芝町役場
電話 04798-2-1111(代)
郵便番号 289-17

横芝町の人口と世帯

〈7月1日現在〉

人口	13,184 (+20)
男	6,426 (+10)
女	6,758 (+10)
世帯	3,317 (+16)

()内は前月比



横芝
広報

横芝

国勢調査

五年に一度の十月一日 今回は十六項目を調査

いよいよこの十月一日には全国いっせいに国勢調査が実施されます。そこで、国勢調査についてのあらましをお知らせします。

一、調査について

従来は、世帯が書いた調査票をもとに、調査員がマークシート型式の調査個票を作成し、それを光学式読取装置という機械にかけてその記入内容を読み取っていました。

今回は、それを一本化して一枚のマークシート型式の調査票(大きさはA四版の四名連記)に、世帯で直接マークしてもらおう部分と調査員がマークする部分に分けた調査票です。

こうしたのは、マークの記入方法が容易になって、誰でも簡単に記入できるようになったためです。今回の調査に使用する調査票には、必ず「黒鉛筆」を用い、また「男女の別」のように答をどちらかに選ぶ場合は、その枠内に世帯が自から横一本線のマークを記入します。

「出生の年月」の年と月や通勤通学の「従業地又は通学地」が他の市町村である場合の市町村名の

ように、答を数字又は文字で記入する事項については、従来どおり調査員がマークを記入します。

二、調査票の取扱いについて

今回、住民の皆様は記入をお願いします。調査票は、直接そのまま読取り機械にかけるため、汚したり、折ったり、丸めたり、裏面にこはんつぶなどを絶対につけないよう取扱いに十分注意して下さい。

三、調査項目について
今回の調査項目は、次の十六項目で、ごく簡単な基本的事項だけに限って調査されます。

- 世帯員各人に関する事項
- (一)氏名 (二)世帯主との続柄
- (三)男女の別 (四)出生の年月
- (五)配偶の関係(未婚、有配偶などの別) (六)国籍 (七)就業状態(就業者・通学者・家事などの別) (八)従業上の地位(自営業主・雇業者など) (九)所属の事業所の名称及び事業の種類
- (十)仕事の種類 (十一)従業地又は通学地
- 世帯に関する事項
- (十二)世帯の種類(一般の世帯か単身者の世帯かなどの別) (十三)世帯人員 (十四)住居の種類(持ち家

借家、間借りなどの別) (十五)世帯が使用する居室室数 (十六)世帯が使用する居室の畳数

四調査の方法について
調査員が、調査日の一週間前、つまり九月二十四日から三十日までの間に、受持ち調査区内の各家庭に「調査票」の用紙と記入例を配布し、皆様に記入をお願いいたします。つぎに十月一日から五日までの間に調査員が、再び各世帯を訪問して、記入済みの調査票を集めにまいります。

五秘密の保持について
調査票に記入された内容は統計資料を作るために使うのであって皆様が記入された調査票が、課税資料などの目的に利用されることではなく秘密は厳重に守られますので、安心して正しい申告をお願いします。

戦没者の遺族に 二十万円の国債

終戦から三十周年を迎え、国は戦没者の遺族の皆さんに改めて弔慰の意を表わすため、特別弔慰金として二十万円(十年償還無利子国債)を支給することになりました。

支給の対象は日華時変(昭和十

二年七月七日)以後に公務上又は勤務に関連して傷病にかかり、死亡した軍人・軍属・準軍属の遺族で、昭和五十年四月一日現在、その戦没者について公務扶助料・遺族年金等を受ける権利者がいない者となっております。

また、今回の特別弔慰金を受けられる遺族の範囲及び順位は次のようになっていきます。

①遺族援護法による弔慰金(40年以降に三万円の特別弔慰金を受給もしくは請求権者)を受給したものの

②弔慰金受給者が昭和五十年四月一日において死亡している場合は
①戦没者の子 ②戦没者と生前同一生計にあった父母・孫・祖父母・兄弟姉妹 ③戦没者と生前同一生計になかった父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順でその先順位のものとなっております。

また、特別弔慰金国債は、昭和五十一年六月十五日から十年に分けて償還されます。一回の償還額は二万円になります。

この請求は五十三年三月三十一日を過ぎると時効により請求することが出来なくなります。尚、詳しくは、役場福祉保健課におたずね下さい。

交通災害共済

年額七百二十円

切八月三十一日

一般会計で二千八十万円補正

町有財産の取得費等に

昭和五十年六月定例議会は去る六月二十三日に招集され、会議は二十三日・二十四日の二日にわたって開催されました。

本議会は、佐瀬新町長就任後の初の定例議会とあって、町長の施政方針が示されました。(前号の挨拶の項参照)

国民保養センター 使用料を改正

国民保養センター設置及び管理に関する条例の一部が改正され、使用料が七月一日から第一表のよう

ねたきり老人 身障者の介護手当

月額で三千円に引き上げる

ねたきり老人・身体障害者介護手当支給条例の一部が改正され、四月一日にさかのぼり介護手当が月額三千円に改められました。



第一表

使用者区分	宿泊料 1人につき	食事料1人につき		合計	1人1日の 休憩料	個室休憩料	会議室使用料
		朝食	夕食				
一般	1,600円	400円	900円	2,900円	500円	1室当り	1室当り
中学校生徒	1,400円	400円	900円	2,700円	400円	半日 600円	半日 1,200円
小学校生徒	1,100円	400円	900円	2,400円	400円	1日 1,200円	1日 2,400円
幼児	無料	実費			無料		

一般質問では、町の財政・福祉道路・町営住宅・教育・上水道等の諸問題について質問がありました。また、今回提出された議案は町有財産の取得費等を含む九議案が提出され、審議の結果全議案とも原案どおり可決されました。

第2表

階級	勤続年数				
	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	50,000円	80,000円	120,000円	160,000円	200,000円
副団長	45,000円	70,000円	100,000円	140,000円	180,000円
分団長及び副分団長	40,000円	60,000円	90,000円	120,000円	160,000円
部長及び班長	35,000円	55,000円	80,000円	110,000円	150,000円
団員	30,000円	50,000円	75,000円	100,000円	140,000円

消防団員の 退職報償金改正

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給条例の一部が改正され、報償金額が四月一日にさかのぼり第二表のよう改められました。

国保税の 税率等改正

国民健康保険税の昭和五十年賦課分について、税率等が次のように改められたほか、低所得者に対する減額措置の額が引き上げられました。

- 所得割 百分の三・九
- 資産割 百分の五・十
- 被保険者均等割額四、六〇〇円
- 世帯別平等割額 七、〇〇〇円

町有財産の取得

国民保養センター事業を拡張するため、屋形東雲地先(サニードン)の土地建物等を取得する議決がありました。内容次のとおり

地積 九九九平方メートル
建物 一一九・八三平方メートル
買取価格 四千五百万円

その他の議案次のとおり

▽町の区域内の大字及び字区域の変更

坂田台地土地改良事業の実施に伴って、寺方・取立区域内の大字字区域の変更をするもの

▽繰越明許費繰越計算書について
昭和四十九年度事業の上界共同利用施設建設事業の一部を五十年度に繰越すことに伴い、その計算

書を調整し報告するもの
▽消防団員等公務災害補償条例の一部改正

国の政令改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償の基準額等を引き上げるもの。

▽昭和五十年年度一般会計補正予算の議定

歳入歳出とも二千八十万四千円を追加し、予算総額を九億六千九百万四千円とするもので、その内容は、国民保養センター拡張分の財産購入費、大総保育所進入路用地の購入費等を計上するもの

町教育委員に

越川薫氏・川島孝氏選任

二名が欠員となっていた町教育委員の選任同意を求めるため、去る七月二十二日臨時町議会が開かれ、満場一致で越川薫(鳥喰上一七六四)、川島孝(北清水五五三二)の両氏が選任されました。

福祉年金受給のお知らせ

福祉年金の支給が九月六日から始まります。六日と八日は大総局北清水局で年金証書を配布します。横芝局で年金を受け取る方は同日役場で年金証書を受領して下さい。

水道加入者約五〇%

申込みは早急に

この度、町および山武郡市広域水道企業団では、上水道の普及を目的に加入者の募集を実施しました。

お蔭様で各地区の総務員、役員各位の御努力と町民の皆さんのご理解により、加入率は五〇パーセント位になる見込みです。ただし部落別に見ますと、加入状況の格差は甚しくなっています。

水道事業の概要・水道の必要性などについては、既にパンフレット、座談会等の説明でご理解されていることと思いますが、要は、このような全体事業は、より多くの加入者があって、同時に工事を実施することにより、費用を安く上げることが出来ます。勿論、水道管の埋設工事は、加入申込者の実態に合わせて設計施工されることとなります。後で加入を希望されても、多額な加入金・工事負担金を納入しなければならぬことになり、それも余分な水がある場合に限られます。

地下水の汚染、将来の水源確保の困難性、消防消火栓の設置等々の問題もありますので、じゅう分にお考えいただき、将来の見通しをあやまることのないよう、是非共この際に参加されますようお願い

めします。

なお、既に申込期限は経過していますが、まだ申込みをされていない方は、早急に役場企画課まで申込書を提出して下さい。

夏休み中の子供を

交通事故から守ろう

夏休みに入ると、こどもの交通事故の件数が増加します。これは、長い休みの解放感によることも自身の心のゆるみと、夏の暑さのため運転者の注意力がぶるためです。そこで、明日の社会をになう大

事なこどもの生命を守るため、家庭及び運転者の皆さんは、次の点に注意してください。

1 家庭での注意

▽公園等安全な遊び場所を指定して、車道へのとび出し、路上での遊び、幼児のひとり歩きを防止する。

▽日常の生活の中で交通安全教育を具体的にくり返して教える。

▽夏休み中は、特に危険な自転車乗りが目立つので、安全な運転を指導する。

2 運転者の注意

▽暑くなると、過労が交通事故に結びつき易いので、睡眠を十分とり自らの健康管理を心がける。
▽こどもを見たら、赤信号と思いき安全な間隔を保ちつつ、いつでも停止できるように除行する。

住民検診実施予定表

月日(曜日)	時	間	実施場所
八月二十一日(木)	午前九時～十時		谷台(鈴木泰治宅前)
	午前十時三十分～十一時三十分		牛熊青年館
	午後一時～三時		中台農村協同館
	午前九時～十時		於幾青年館
	午前十時三十分～十一時三十分		寺方青年館

月日(曜日)	時	間	実施場所
八月二十三日(土)	午後一時～三時		大総会館
	午前九時三十分～十一時三十分		姥山青年館
	午後一時～三時		長倉青年館
八月二十五日(月)	午後一時～三時		大総会館
	午前九時三十分～十一時三十分		古川青年館
	午後一時～三時		上町青年館
八月二十六日(火)	午後一時～三時		本町青年館
	午前九時三十分～十一時三十分		東町児童館
	午後一時～三時		東町児童館
八月二十七日(水)	午後一時～三時		東町児童館
	午前九時三十分～十一時三十分		栗山青年館
八月二十八日(木)	午後一時～三時		横芝町役場職員会館 (旧NHK寮)
	午前九時三十分～十一時三十分		鳥喰沼集会所
	午後一時～三時		鳥喰沼集会所
八月二十九日(金)	午後一時～三時		鳥喰新田成就寺
	午前十時三十分～十一時三十分		鳥喰下集会所
	午後一時～三時		関場青年館
八月三十日(土)	午後一時～三時		北清水青年館
	午前十時三十分～十一時三十分		上塚会館(仮称)
	午後一時～三時		上塚会館(仮称)
八月三十一日(日)	午後一時～三時		横芝町役場
	午前九時三十分～十一時三十分		屋形共同青年館
	午後一時～三時		南川岸青年館
九月一日(月)	午後一時～三時		立会青年館
	午前九時三十分～十一時三十分		新島農村協同館
	午後一時～三時		上塚会館(仮称)
九月二日(火)	午後一時～三時		上塚会館(仮称)
	午前九時三十分～十一時三十分		横芝町役場
九月三日(水)	午後一時～三時		横芝町役場
	午前九時三十分～十一時三十分		横芝町役場

子供の幸せを願う

里親制度にご理解を

子どもの最も幸せなことは、両親の温い愛情に包まれて生活することです。しかし、諸種の事情により、家庭的に不幸な生活を余儀なくされている子どもも数多くいます。

児童憲章は、「すべての児童は家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる」と定めています。

これを受けて、児童福祉法では家庭に恵まれない子どもの幸せを図るため、里親制度を設けています。

▽里親制度
保護者のいない子ども等を、里親に一時的又は継続的に預け、里親の温い愛情と家庭的雰囲気の中で、児童を健全に育てようとする制度です。

▽里親の申込み
里親を希望する方は、居住地を管轄する児童相談所長又は福祉事務所に里親申込書を提出してください。その後、知事が必要な家庭調査を行い、適当と認められた場合に里親として認定し里親登録簿に登録されます。

▽里子の委託

児童相談所長が里親の養育が適当と認められた子どもは、里子として養育を委託します。この場合は、毎月養育費や里親手当が支給されます。

▽他人に児童の委託を希望する時
家庭の事情により、子どもの養育ができず他人に一時的(約一年以内)又は継続的に預けたいときは、居住地の福祉事務所及び児童相談所へ申し出てください。

この場合、児童相談所長は、保護者と相談のうえ、児童の将来を十分検討し、適当な里親に委託します。県市町村とも、この制度の普及に努めています。子どもの幸せを一日でも早く実現するため県民の御理解、御支援をお願いいたします。

1日時 50年8月24日(日)
午前9時から正午まで
2場所 千葉市松波2-22-48
県立千葉商業高等学校

二願書提出先及び期間

1提出先 千葉県総務部文書課
2提出期間 50年7月21日から
8月14日まで

3受付時間 午前9時から午後5時、但し、土曜日は正午迄

三試験方法及び試験科目

1方法 筆記試験
2科目 (一)行政書士の業務に関するし心要な法令
(二)一般常識

(三)作文
四受験資格及び提出書類

1受験資格

(一)学校教育法による高等学校を卒業した者その他同法第56条

第一項に規定する者
(二)国又は地方公共団体の公務員

として行政事務を担当した期間が通算して三年以上になる者

(三)知事が(二)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

2提出書類

(一)受験資格証明書(1)前項(一)に該当する者は、出身高等学校の卒業証明書又は大学入学資格

証明書 一通 (2)前項(二)に該当する者は、勤務した官公署

の長の発行した勤務経歴証明

書一通、(3)前項(三)に該当する者は、知事の受験資格認定通知書

書一通、(3)前項(三)に該当する者は、知事の受験資格認定通知書

(二)受験願書、千葉県行政書士法

施行細則別記第二号様式によるもの、一通

(三)履歴書

(四)写真(出願前一年以内に写した上半身、脱帽・正面向・縦

5センチ、横4センチのもの)

(五)試験手数料 千円(千葉県収入証紙を受験願書の右上には

りつけ、消印しないこと)

詳細は、千葉県総務部文書課(電話、千葉23局二一六〇)に

問い合わせてください。

社会福祉事業に寄付を

押尾要・伊東滋の両氏

社会福祉事業に役立てて下さいと、上町の押尾要氏から六月二十四日に、七月八日には前町長伊東蔵氏からそれぞれ百万円の寄付がありました。

町では、この篤志な行為に感謝するとともに、社会福祉事業を充実させるため活用させていただきます。

年金相談コーナー

(問) 通算年金制度とは、わかりやすくいえばどういうことですか

(答) わが国には、おもな年金制度だけでも八種類あります。そして、国民のだれもが必ずこの年金制度のどれかに加入することになっています。

これらの年金制度から老後の年金をもらうためには、それぞれの制度に、二十年とか二十五年といった長い期間加入していなければ年金はもらえない仕組みになっています。

ところが現実には、ひとりの人が社会に出てから老後まで、ひと

つの職場や職業で終るといふことは、ごくまれなことでは、そうすると、職場・職業が変わるごとに、加入する年金制度も違ってくるということになり、各年金制度が定めている年金をもらうための資格を年をとってもとれないという場合が生じます。

このため、昭和三十六年から、それぞれの年金制度に加入していた期間を合わせて一定の年数になれば、年金をもらえるようになります。

これが通算年金制度です。

行政書士試験

行政書士法第四条の規定に基づき、昭和五十年千葉県行政書士試験を次のとおり行います。一試験の日時及び場所

横芝の碑

(その三十四)

へ石像の雛形奉納

本町道祖神に残る風習

本町観音寺の裏通りに、如何にも由緒あり気な杉の老樹に囲まれて、一字のお堂が建っています。

格子戸の扉の上には、道祖神と墨書した額が掲げられています。このお堂は、近在の善男善女の信仰を集めている。通称どろく神様と呼ぶ道祖神様です。

道祖神様については、広辞苑、歴史辞典等を繙きますと、「どろくじん、さいのかみ等とも呼び道路の悪霊を以て通行人の安全を守る神とされている。太古は、くなどのかみ、たむけのかみ、ちまたのかみ、ひきものがみ等と称し、外から襲ってくる疫病や悪霊を防ぎ止める神とされていた。祠は、村境、道路の辻、橋の裾等に建てられて、あの世との境とも考えられていた。そうした印象から祖先を送り迎える場所としての風習となり、後世は饗宴、縁結、安産、子供の神等、女性や子供の祭り神としての信仰に転じてきたものようである。石像も自然石に文字を刻んだものから、像を刻んだもの等いろいろである云々」とあります。

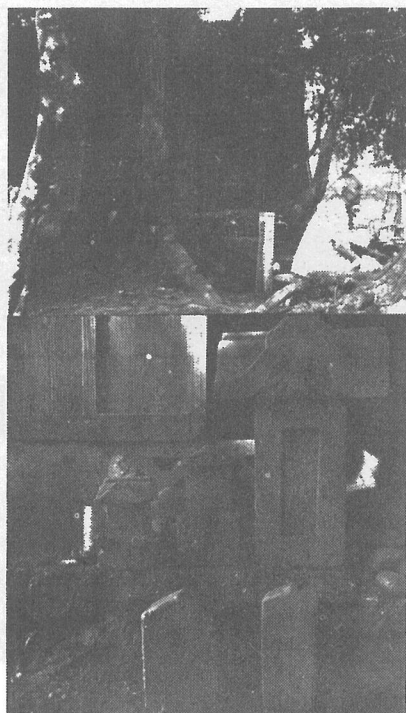
さて、この道祖様は、前述し

であるとおり、どろくじん様と呼んでいますが、縁起は相当古いらしく、今から三十年程前、一本の御神木に落雷があつて、途中から切り取った様に折れてしまったことがありました。その時に年輪を計った古老が、「香取神宮の御神木位古いだらう」と鑑定を下したという話が残っています。

何時の頃からかわかりませんがこのどろく神様に願いをかけてその願いが叶うと道祖神様の雛形の石像を奉納する、という風習があります。格子戸越にお堂の中を覗いて見ますと、うす暗い土間には、今でも将棋の駒の形をした石像が沢山並んでいるのが見受けられます。ある物好きな人が、「子供さんの玩具用に」とこの石像を家に持ち帰ったところ、その夜中に、突然子供さんが飛び起きて「父ちゃんの石泥棒！」と大声で叫び出したので、慌てて戻しにきました。翌日いっばい気が料めて苦しみました。ということですから、これを聞いた人々は「神罰だ」と噂し合ったという話です。神罰といえどこんな話もありです。このどろく神様の御手洗の水が

身体にとてもよいというので、霊泉として遠い所からも瓶や水筒等を持って水もらいに来る人があるそうです。或時、欲の深い人があつて、リヤカーに大きな樽を積んで水汲みに来たところ、一回目は何事もなかったのですが、二回からは、全く水が出なくなつたり、また出てきても、砂等がまざつていたりして、飲み水は勿論、洗濯用にもならない有様でしたので、「これは欲をかけた神罰であらう」と慄い上つた、というのです。きっと子供さんの純真な気持に目覚

ます。○写真上は、どろく神様の御神木とお堂です。休憩用のベンチに休んでいる人が見えます。この人は老人ホームの鈴木竹治さんという老人で、やはりどろく神様の信者だということでした。成程、奉納された下げ幟の中に、その名前が見付かりました。老人の後に短い柱の様に見えているのは、欲深く水汲みをする神罰があると、御手洗用の水道です。太く見える御神木のうち、手前の杉が落雷に遭つたものです。よく見ると



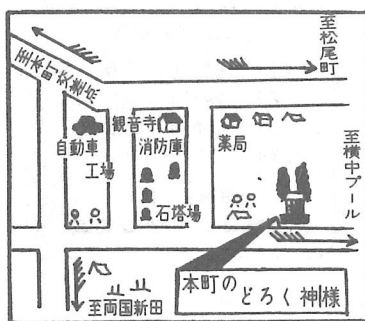
めた大人の良心や、科学的な要素から、そうした結果が現れたのかもしれませんが、「二つとも本当にあつた話」として伝えられています。

横芝町大字横芝は、俗に、上町(役場、郵便局周辺)本町(警察観音寺周辺)東町(児童館、駅、農協周辺)の三区に大別されています。

上の方が切り折れているのが分ります。御神木の向うに隠れるようにしてお堂が見えています。写真では分りませんが、格子戸の中には、ゴム草履が二・三足供えられています。昔は草鞋等が供えられていたということですから、やはり道路に縁はあるようです。○写真下は、このどろく神様の

仕守りをしておられる、本町の杉森才二さん(現町議)にお願いして、お堂の外に並べていただいた石像の雛形です。お堂の中にあつた時は将棋の駒形にしか見えませんでした。外に明るい所で見ますと、それぞれ道祖神と刻まれた中には、天蓋の様な頭形を戴いたものや、奉納者の名称や氏名を刻んだものもあります。大きさは大きい十五糎位なので、子供さんの玩具や、庭の飾物等に、と考えたくなるかもしれません。この雛形は、信仰厚い人々が心をこめて奉納した石像で、その一つ一つが道祖神なので、若し、持帰る、という破廉恥族は、神罰と良心の呵責を覚悟しなければなりません。もつとも、道徳的にも許されないことでしょう。(本稿取材に当り、栗山官脇の村田さん、また、本町の杉森さん、舛ノ内さん等、どろく神様周辺の皆様の御協力をいただきました。)

(養護老人ホーム小沢所長寄稿)



障害児の保護者になり 県が一時保護

傷病など緊急やむを得ない事由で外出しようとしても、心身障害児があるために外出できない、という障害児を持つ保護者にとって県が十日間ぐらい障害児の面倒を無料でまみましょう。という在宅心身障害児緊急一時保護事業が八月一日から始まりました。

この制度の対象となる障害児は県内に住む精神薄弱児、身体障害児及び重症心身障害児となっています。しかし、精神衛生法、伝染病予防法等の法律に基づいて医療機関に収容されるべき者や専門医療機関での医療を受ける必要がある

ると認められた者は対象外になります。このような児童の保護者が一時保護を申請するには、①保護者又は家族の疾病、事故及び出産等緊急事由により障害児の介護が一時的にできなくなったとき。②冠婚葬祭等のため保護者又は家族が不在となるため、障害児の介護が一時的にできなくなったとき。③その他に、児童相談所長、支庁長、福祉事務所長が特に障害児の保護を必要と認めたとときのいずれかの事由が必要です。

この制度を利用する場合は、役場福祉保健課に申しでて下さい。

建設のあゆみ

7月～8月

着工及び工事中の事業

① 建築工事

上堺共同利用施設新築工事 566.575㎡

完成した事業

① 木戸台区内線 512.5㎡

家屋調査実施

家屋を新築したり増・改築・または、取壊した者について、例年のとおり八月から調査を行います。

この調査は、家屋について課税される固定資産税の適正を期するため行われるものです。今回は昭和五十年一月以降に建築した家屋、あるいは、それ以前に建築した家

屋で調査もれの家屋について行います。

なお、この調査は、家屋内部の造りについても調査させていただきますので、よろしく御協力下さいますようお願いいたします。

1 該当者に調べておいて頂くこと
○家屋の所在地 ○所有者の住所・氏名・建築年月日 ○建築するために取壊した家屋の種類
延床面積・所有者の住所氏名、
2 家屋の取壊だけの場合も役場の
事務課までご連絡ください。

マーク募集

採用分には二万円の賞金

昭和五十二年四月を一部給水開始目標に昨年四月、一市五町一村で、山武水道企業団を設立いたしました。

そこで、これから建設するいろいろな水道施設に企業団のマークを入れることになりましたが、このマークを給水区域(構成市町村)の皆さんから広く募集して、親しまれる企業団の象徴したいと思

応募要領

送り先 東金市東金六五九番地の
一、山武郡市振興センター内
山武郡市広域水道企業団
締切日

横芝伴壇

横芝會七月例会

土屋 栗水

実り花のすべてにふくべの容ちして

石川 奇水

手花火にふと白かりし花ふくべ

齊藤ちくろ

成り花を持たずふくべの花ざかり

宇都木吐句志

花活けて梅雨果ての身を申しけり

若梅あやめ

盛りそばの香りうれしや夏句会

藤代 ゆう

噴水の彩たまゆらの特攻機

三枝 句城

噴水の風に乱れる高さかな

佐久間実枝子

うとましき梅雨に髪形かえて見る

伊藤 保人

豚の居ぬ豚舎の軒に花ふくべ

奥山 萌古

噴水の高きに蝶のよぎりゆく

木下石果子

終えし花尻につけおるふくべかな

安井ゆずる

噴水に打たるるままに鯉緋鯉

原 ひさし

ほしいまま蔓伸びふくべの屋根に

八角登志子

庭園訪うて主噴水を出して見せ

古谷 紅雲

起工式の祝詞朗々梅雨晴れる

木下 孝子

噴水に集いし人や寺の街

次回 八月四日(月)

兼題 うすもの 瓜

50年8月15日消印まで有効

用紙及び図案の大きさ

B5版の白紙に10センチ平方以内の横書き

図案の色 白黒

図案の説明 図案の下欄に記入

応募者の住所・氏名 用紙右下段に記入

審査 構成市町村

賞金 二万円(採用者のみ)

著作権 採用作品の著作権は企業団に帰属

発表 50年9月1日

応募作品は返却いたしません。

応募作品は返却いたしません。

印鑑証明書の交付申請には
印鑑登録証を添付するに
注意下さい。

印鑑の登録済者が証明書の交付申請をする場合は必ず印鑑登録証を御持参下さい。登録証の提示がない場合は受付できませんのでご注意ください。

なお、登録証は印鑑と同様に大事なものですので大切に保管して下さい。